

関係資料

2023 (令和 5) 年度 泉南市子どもの権利条例委員会名簿	p. 2
2023 (令和 5) 年度 泉南市子どもの権利条例委員会会議開催概要	p. 3
自死した子どもを追悼する「呼びかけ」(2023. 3. 20)	p. 4-
重大事態の調査に係る第三者委員会に対する要望書(2023. 8. 22)	p. 8-

2023(令和 5)年度 泉南市子どもの権利条例委員会名簿

泉南市子どもの権利条例委員会

会長	吉永 省三	規則第 3 条第 2 項第 1 号による委員 千里金蘭大学名誉教授 (国連 NGO)子どもの権利条約総合研究所顧問/研究員
副会長	山下 裕子	同上 (公益社団法人)子ども情報研究センター事務局長
委員	横井 真	同上 (社会福祉法人)京都市社会福祉協議会地域支援部長
委員	青木 桃子	規則第 3 条第 2 項第 2 号による委員(市民委員) 元泉南市子どもの権利に関する条例案検討委員会委員
委員	前田 百合子	同上 元泉南市子どもの権利に関する条例案検討委員会委員

任期 (令和 4 年 1 月 1 8 日より 3 年)

泉南市子どもの権利条例委員会事務局

健康子ども部子ども政策課
教育委員会教育部人権国際教育課
行政経営部人権推進課

2023(令和 5)年度 泉南市子どもの権利条例委員会会議開催概要

月日 (曜)	会議名	開催時間	開催場所
5月9日(火)	第1回条例委員会	13:30-15:30	市民交流センター
5月25日(木)	第2回条例委員会	13:30-15:30	市民交流センター
6月29日(木)	第3回条例委員会	13:30-15:15	市民交流センター
7月17日(月)	条例委員会(オンライン協議)	20:00-21:00	
8月18日(金)	第4回条例委員会	10:00-12:00	市民交流センター
8月22日(火)	市民モニター会議	13:00-15:30	市民交流センター
9月28日(木)	第5回条例委員会	13:30-15:30	市民交流センター
11月2日(木)	第6回条例委員会	13:30-15:30	市民交流センター
11月21日(火)	第12次市長報告	13:30-14:30	
〃	第7回条例委員会	14:30-15:30	第一委員会室

資料：自死した子どもを追悼する「呼びかけ」(2023. 3. 20)

*提出先は次の各機関等

市長、市議会議長/各議員、教育長/各教育委員、
当該小中学校長/各教職員、第三者委員会各委員、
市民モニター、その他関係職員

*原文では文中 A さんは本名で記載

2023(令和 5)年 3 月 20 日

泉南市子どもの権利条例委員会
委員 吉永省三
委員 山下裕子
委員 青木桃子
委員 前田百合子

A さんを追悼するにあたって (呼びかけ)

みなさまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、新たな春がめぐってまいりましたが、昨春の昨日あるいは一昨日、泉南市立中学校 1 年生の A さんが亡くなりました。改めて哀悼の意を表明するものです。

泉南市子どもの権利に関する条例は、「市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう、この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況について、これを定期的に検証します。」(第 16 条第 1 項)と定めています。この市に課せられた検証に資する活動を行うため、地方自治法に基づく市長の附属機関として、泉南市子どもの権利条例委員会が設置され(同条第 2 項)、その活動が展開されてきました。

私たちは昨年の第 11 次市長報告を以て任期満了となりましたが、その後改めて市長からの委嘱をお受け致しましたことから、昨年 11 月に遡って新たな任期が始まりました。

そこで私たちは、泉南市子どもの権利に関する条例により課せられた職責を改めて認識し、とともに基本理念を同じくすることも基本法が 4 月から施行されることにも鑑みて、別添文書のとおり、私どもの思いをお伝えし、広く呼びかけようとするものです。

第一に、私たちは子どもの権利条例委員会の活動を通して子どもの自死を防ぎ得なかったこと、つまり私たちは「子どもの権利」を「絵に描いた餅」としてしか A さんに届けられていなかったことを、深く悔い、反省しています。第二に、条例第 3 条が基本原則とする「子どもの権利の尊重」とりわけ子どもの最善の利益を第一に考慮する義務が、A さんの自死の事実に向き合うべきこの 1 年の中で、どのように履行されようとしているのか、私たちは改めて考え合わねばならないとの思いを深くしています。そして第三に、未だ具体化されていない、殊に条例第 11 条による「せんなん子ども支援ネットワーク」が、広範な市民等の参集によって速やかに形成されていくこと——もとより、自死した子どもを哀悼するとともに、今を生きる子どもらの社会に対する信頼を回復し、子どもらの人生は生きるに値するものだと、その希望を支えていくために——を願わずにはおれません。

私たちは、このような三つの思いから、この子どもの自死を決して風化させないこと、その子どもの生きた事実を一人ひとりの胸に刻むことを通して、泉南市が真に子どもにやさしいまちになっていくことを、心から願い祈る中で、別添の文書を綴りました。

ご高配のほど、お願い申し上げます。

以上

(呼びかけ)

**Aくんの自死を決して風化させることなく
Aくんが生きた事実を一人ひとりの胸に刻むことを通して
泉南市が真に子どもにやさしいまちになっていくために
2023. 3. 20**

泉南市子どもの権利条例委員会

一年前の 3 月 18 日午前 10 時過ぎ、Aくんは「誰も知らん遠くに行く」と告げて家を出て、翌 3 月 19 日の朝、自宅近くの池の畔で、遺体となって発見されました。

Aくんは、自ら命を絶ちました。中学校に入学して 1 年、13 歳の少年でした。

Aくんが自死に至るまで、何があったのか、その思い、経過や背景等について、事実究明にあたるべく、泉南市長のもと第三者委員会が設置され、調査に着手したと聞きます。

私たち子どもの権利条例委員会は、泉南市の多くの市民とともに、調査に注目し、可能な限りの事実究明と、そして再発防止の実効ある取り組みを、心から期待しています。

Aくんが昨年 3 月に自死してから、1 年が経過しました。その間、「第三者委員会の調査に支障をきたす」などとして、泉南市教育委員会や当該の学校はほとんど何も語ろうとしていません。開示された文書はすべて黒塗りです。説明責任を果たさぬまま、Aくんが自死したという事実そのものを、封印しようとするかのようにも見えます。

このままでは、Aくんが自死した事実そのものが風化して、まるでなかったことのように、忘れられていくのではないのでしょうか。13 歳まで、泉南市で育ち、希望を持って生きようとしていた、Aくんの生きた事実そのものが、なかったことのように、になってしまうのではないのでしょうか。心が痛みます。

泉南市子どもの権利に関する条例は、前文の最初にこう述べています。

「泉南市に生まれ育つすべての子どもが、『生まれてきて良かった』と心から思える『子どもにやさしいまち（チャイルドフレンドリーシティ）』を実現していくため、この条例を定めます。」

この条例があることを知ったAくんは、いちどは希望を抱き、子どもの権利を自らも学び、子どもにとっての当然の権利として、市役所にある泉南市教育委員会の窓口にも自ら出向き、学び続けるために転校させてほしいと、救済を求めて訴えました。けれども、かなえられませんでした。

やがて「生きていても仕方ない」と呟くようにもなりました。条例が子どもたちに保障しているはずの「子どもの権利」が、Aくんにとっては、絵に描いた餅でしかなかったのです。「子どもの権利」は、おとなたちの単なる「建前」でしかない。実際には「子どもの権利」なんて尊重されていない——Aくんは、そのように感じて、希望を失っていったのではないのでしょうか。

だとすれば、Aくんは学校や教育委員会のおとなたちに対して失望し、私たちおとながつくった社会に対して絶望した——と言わねばなりません。「そんな社会に、もうぼくは、生きていたくない」——Aくんは、そう考えたのかもしれませんが。

条例は、「子どもの権利の尊重」を基本原則として、第 3 条に定めています。その第 2 項は、市と市民のすべてのおとなに対して、次のように義務付けています。

「子どもの権利条約に基づき、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません。」

今ここで、私たちは改めて確認しなければなりません。私たちは、子どもの最善の利益を第一に考えることが課せられているのです。そのために私たちは、子どもの声に耳を傾けること、すなわち子どもの意見表明と参加の権利を尊重し保障し、そこから子どもの最善の利益を、子どもと一緒に実現していくことが、課せられているのです。

Aくんに対して、この第 3 条第 2 項は、尊重され保障されてきたでしょうか――。

私たちには、それが尊重され保障されてきたとは、思えないのです。

私たち子どもの権利条例委員会は、子どもの権利を「絵に描いた餅」としてしか、Aくんには届けられていなかったのです。Aくん、本当に、申し訳ありません。深く頭を垂れて、心からお詫び致します。けれど、もうAくんはここにはいません。生き返ってはきません。それは重々わかっています。いやむしろ、だからこそ、Aくんの声に耳を傾けようと努めなければなりません。自らの胸に刻み込もうと努めなければなりません。私たちは、子どもの声に耳を傾けなければ、子どもの最善の利益を目指すことができないのです。

亡くなった子どもの声に耳を傾ける。そして亡くなった子どもにとって、何をどうすることが最善の利益であったのか――そこから、亡くなった子どもにとっての最善が、そして今を生きるより多くの子どもの最善の利益への道筋が、拓かれていくのだと考えます。

だから私たちは訴えます。泉南市教育委員会と当該学校は、亡くなった子どもに、誠心誠意をもって向き合ってください。その声に耳を傾けてください。Aくんに向き合い、哀悼することを通して、今を生きる子どもたちとも向き合うことができるはずで。そうして、今を生きる子どもたちとの対話を深め、思いを分かち合っていくならば、そこから、子どもの最善の利益を実現していく道筋が、拓かれていくのではないのでしょうか。

泉南市子どもの権利に関する条例の第 16 条は、第 1 項で、この条例が子どもの最善の利益のために本当に役立っているのか、その検証を行うことを市に課しています。私たち子どもの権利条例委員会は、その市に義務付けられた検証に資するために、同条第 2 項以下の定めに基づいて、公的第三者機関としての役割を担うものです。

その私たちの責務を改めて認識するがゆえに、私たちは今、呼びかけます。

泉南市子どもの権利に関する条例を真に尊重して、これを基盤に「子どもにやさしいまち」をたゆまず実現していこうとするならば、今できること、まずしなければならないことは、Aくんが自死した事実に向き合うということです。その声に耳を傾ける中で、その哀悼を身近な人々と、そして今を生きる子どもたちと、互いに分かち合う。そこから、子どもの最善の利益を目指していくことが、できるのではないのでしょうか。

しかしながら、「第三者委員会の調査」を盾にして何も語らない、Aくんとともに時間を過ごしてきた子どもたちとも何も分かち合おうとしない――もしそのような現状が続くならば、それは子どもの最善の利益を第一に考慮する義務を放棄するものです。条例が定める子どもの権利の尊重に明らかに反するものです。子どもの声に耳を塞ぎ、子どもの最善の利益を、おとなの勝手な都合や建前にすり替えるに等しいのではないのでしょうか。

泉南市子どもの権利に関する条例第 3 条は「子どもの権利の尊重」を定める中、その第 3

項では、市に対して、次のように課しています。

「市は、子どもの権利条約が子どもに保障する権利を確かに認識し、そしてこの認識を広く市民等とともに分かち合い、もってすべての人の権利と自由を尊重して自己の権利を行使することのできる子どもの育成を促進するよう努めるものします。」

Aくんが自死して既に一年を経た今、市が問われているのは、まず次の二つです。

第一に、子どもの権利条約が子どもに保障する権利を確かに認識していますか？

第二に、子どもの権利への積極的な認識を、広く市民等と（もちろん子どもたちを含む市民等と）、ともに分かち合おうとしていますか？

この条例に確かに根差して、最大限に努める中でこそ、この泉南市において、子どもたちの豊かな発達と成長を、支援していくことができるのだと考えます。

さらに、同条第 4 項は、市に対して、次のようにも課しています。

「市は、子どもの生命、生存及び発達並びに意見表明及び参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとしします。」

Aくんが自死して既に一年を経た今、同項についても、市は問われています。

Aくんに対して、「子どもが必要とする支援の提供に努める」という市の義務が、はたして、どこまで履行されていたのでしょうか。そして私たちは今を生きる子どもたちの中に、第二のAくん、第三のAくんが、つまり少なくはない子どもたちがAくんと同じ境遇に今、もしかして置かれてはいないか——深い懸念を抱きます。一人の子どもが自死した事実が、その子を知る子どもたちに伝えられず、その哀悼を分かち合えぬまま、子どもたちが成長していくならば、その中で子どもたちは何を学ぶことができるのでしょうか。

子どもの権利条例委員会の私たちは、Aくんの自死を決して風化させることなく、Aくんが生きた事実を一人ひとりの胸に刻むことを通して、泉南市が真に子どもにやさしいまちになっていくことを心から願っています。

Aくんを哀悼し、これと呼びかけます。

2023 年 3 月 20 日
泉南市子どもの権利条例委員会

資料：重大事態の調査に係る第三者委員会に対す要望書 (2023. 8. 22)

2023 年 8 月 22 日

泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会

委員長 宮島 繁成 様

委員 各位

泉南市子どもの権利条例委員会

会長 吉永 省三

副会長 山下 裕子

委員 青木 桃子

委員 前田 百合子

委員 横井 真

泉南市子どもの権利に関する条例に基づく要望書

重大事態の調査審議に日々ご尽力頂いておりますこと、感謝と敬意を申し上げます。

私ども子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（2012[平成 24]年 10 月 1 日制定）第 16 条に基づいて、この条例の運営および条例に基づく事業等の実施状況等に関する検証に資する活動を行うため、公的第三者機関として設置されたものです。

本委員会は、この条例検証のための活動の一環として、昨年 3 月に惹起した重大事態案件に関わるところとなり、そこで受け止められた問題等について、本委員会の第 10 次報告書（昨年 7 月 1 日付、全 36 頁、別添資料 11 頁）および第 11 次報告書（同 11 月 7 日付、全 60 頁）を以て市長に報告し、泉南市子どもの権利に関する条例に基づいて、何よりも子どもの最善の利益を第一に考えるべく、速やかな対応を求めてきた次第であります。

こうした経過の中、この重大事態案件について、貴委員会が現在鋭意調査審議に取り組まれていることに重ねて感謝と敬意を表明するとともに、殊に以下の諸点について、私どもの期待と要望をお伝えし、ご高配のほどをお願い申し上げます。

記

(1) 私たちは、貴委員会の調査等が、泉南市子どもの権利に関する条例第 3 条が定める「子どもの権利の尊重」のより積極的な実現に向かうアプローチを拓くものとなるよう心から期待しています。それゆえ、貴委員会の活動の基盤や基本的な枠組みとして、本年 4 月に施行されたこども基本法とともに、泉南市子どもの権利に関する条例が、より積極的に位置づけられ活かされますよう、特に要望するものです。

(2) 私たちは、本委員会の第 10 次報告書および第 11 次報告書、それらに付随する一連の公表文書が、貴委員会の調査審議において積極的に参照・活用されるよう、心から期待しています。なかでも、昨年 7 月 12 日付および 8 月 2 日付の 2 度にわたる市長に対する本委員会の意見表明文書（資料①②）は、いじめ防止対策推進法等に基づく第三者委員会を市長の附属機関として設置することを求めたものであり、これらをも踏まえて貴委員会が設置さ

れたものと認識されるどころからも、第 10 次・第 11 次報告書とともに、これら意見表明文書等について改めてご留意願いたく、特に要望するものです。

なお、付言すれば、私たちは第三者委員会を市長の附属機関として設置することを求めるに際して、その意義について端的には次のように意見表明致しました。

すなわち、「もとより当該保護者の意見等を十分に受け止める中で、泉南市子どもの権利条例の理念と規定に基づいて、Aさんの自死に至る経過や背景等に関する真相究明に最大限に努め、以て、泉南市を「子どもにやさしいまち」としていくために、子どもたちが置かれている学校と社会の現状をより良く変えていく、子どもの権利を基盤とする社会モデルアプローチを切り拓いていくことができるよう、特に要望します。」

改めて私たちは、遺族となられた保護者・家族に寄り添う中で調査等が実施され、それによる真相究明と再発防止の提言等を以て「子どもにやさしいまち」を実現する社会モデルアプローチがより具体的に拓かれていくことを、心から願うものです。

(3) 私たちは、貴委員会への市長諮問事項の 4 点目「生徒の自死した後における関係者の対応状況を明らかにするとともに、その対応が適切であったか考察すること」については、もとより子どもの最善の利益を第一に考慮する原則に立って、可能な限り速やかに、その調査審議の結果等ご報告を願いたく、特に要望するものです。

既に本委員会の第 10 次・第 11 次報告書が指摘している事実としても、「生徒の自死した後における」教育委員会の対応状況には明らかな問題——当該子どもの自死が教育長らに秘匿されたまま教育委員会の会議に報告されることなく徒に時日を費やして「不作為」とも受け止められる経過が認められることをはじめ、その問題等を指摘した本委員会の市長報告を教育長が条例に反してまで阻止しようとした事実(資料③④)等々——が見出されます。加えて今もなお、何よりも同様の事態を再び生みださないための、教育上の対応等が教育委員会と学校でどのようになされているのか明らかにされず、子どもたちを含め少なからぬ市民が、未だに不安や懸念を抱く現状にあると受け止められます。

よって、この諮問事項の 4 点目に関しては、何よりも子どもの最善の利益を第一に考慮する、泉南市子どもの権利に関する条例の原則に立って、他の諮問事項に優先して可能な限り速やかに、一定の答申等がなされますよう、心から期待するものです。

(4) 最後に、本委員会は 5 名の委員で構成されていますが、そのうち 2 名は泉南市民の中から選任されています。また、本委員会と連携・協力して「この条例の運営状況を検証するための活動を行う」ため市民モニター制度が設けられています(条例第 16 条第 3 項第 4 項)。これらは、「この条例を広く市民等が共有して『子どもにやさしいまち』を実現していくために、子どもを含む市民等の積極的な参加を得て、市民社会の協働によって、この条例を豊かに育てていく」(泉南市子どもの権利に関する条例ハンドブック 83 頁 [解釈と運用]) ための本市独自の制度です。本委員会は、この制度理念に基づいて、昨年 8 月の市長への意見表明(資料②)に際しても、市民委員の意見表明(資料⑤)を併せて行った次第です。こうした昨年来の経過を踏まえ、本委員会は貴委員会に対する要望表明の一環として、特に市民委員からの切なる願いを別添によりお届けするものです(資料⑥)。

以上、ご高配のほど心よりお願い申し上げます。

第三者委員会宛要望書 資料①

2022年7月18日

泉南市長
山本 優真 様

泉南市子どもの権利条例委員会
会 長 吉永省三
副会長 山下裕子
委 員 青木桃子
委 員 浜田進士
委 員 前田百合子

13歳で自死した一人の子どもの思いを受け止めてください。

—「子どもにやさしいまち」を掲げる泉南市子どもの権利に関する条例に基づく意見表明—

本年3月、一人の中学1年生の子どもが、自死しました。以下、「Aさん」とします。

Aさんは、小学校3年生の頃から、学校生活に関係して悩みや苦しみを抱くようになり、先生にも訴え、また市の相談窓口等にも訴え、なんとか自分の置かれた現状をより良く変えていこうと努力しました。その間、泉南市には子どもの権利条例があることを知り、希望を持った時期もありました。お母さんをお願いして「こども六法」を買ってもらい、枕元にいつも置いて読み込み、人権や権利を自ら学ぼうともしてきました。しかし、Aさんの声は学校や社会に十分に受け止められることなく、彼は次第に希望を失っていきました。中学校に入ってからも状況は好転せず、「生きていても仕方ない」とつぶやくようになりました。そして3月18日、自ら命を絶ちました。

このAさんが健気に生きようとした、その事実を、まず受け止めてください。私たちはそれを伝えるために、第10次市長報告書をまとめました。泉南市子どもの権利条例は、Aさんを失望させてしまいました。彼に支援を届けることができませんでした。これは否定できない事実です。だから私たちは、条例が課している私たちの職務を忠実に誠実に、実行しようと決意しました。市長におかれても、また同様です。私たちは報告書の中で、市長に次のように報告しています。

「彼はSOSを繰り返し発していたのです。あきらめることなく、彼は自ら、子どもの権利を学び、自ら行動して、矛盾や不合理と、たたかおうとさえしていました。しかし孤独なたたかいでした。その現実を変革することはできませんでした。彼は自らの人間としての正当性を訴え続け、その正義に殉じようとしたのかもしれない。その生きざまを感じます。

改めて受け止めなければならないのは、私たち子どもの権利条例委員会もまた、Aさんのたたかいに、連帯することができていなかったということです。」

泉南市子どもの権利条例は、子どもたち・おとなたちの市民に約束しています。「泉南市を子どもにやさしいまちにする」と。それを検証するために本委員会は既に10年にわたって活動してきました。しかし、その一方で、その陽の当たらないところで、Aさんは5年ものあいだSOSを発し続けていたのです。なんということでしょうか。私たちはA

さんの SOS を受け止めることができていなかったのです。いま私たちは、A さんの生と死の事実に、誠実に向き合わなければなりません。もはや亡くなってしまった子どもの最善の利益のために私たちには何ができるのか、どうすれば A さんの人間としての尊厳を回復することができるのか。5 月 9 日以降、私たちはこの問いに、市民として人間として、向き合ってきました。そして第 10 次市長報告書をまとめました。

これを受理頂けないことは、亡くなった子どもに向き合って頂けないことと同じだと思います。

今日、7 月 18 日は、A さんが亡くなって 4 回目の月命日です。しかし A さんは未だに、あたかも存在しなかったかのように、扱われています。A さんの人間としての尊厳を回復するために、報告書を受理してください。そして改革の第一歩を踏み出してください。私たちは期待しています。

以下、私たち泉南市子どもの権利条例委員会は、改めて市長に要請し提言するものです。

記

第一に、条例第 16 条第 5 項に適正に基づいて、「第 10 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告」を、受理してください。そして同項が規定する市長の責務を果たしてください。

第二に、市長が当該保護者に対する弔意を 7 月 15 日にツイッター上で表明されたことについて、その姿勢を本委員会は状況打開の入り口として積極的な意味をもって受け止めています。ついては、引き続き市長として当該保護者および亡くなった A さんへの対応に誠心誠意、努めて頂けなかが、A さんの死を無にしない泉南市の取り組みが、真に開始されることを心から期待しています。

第三に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に基づいて、可及的速やかに、総合教育会議を招集頂き、一連の経過と現下の状況に対して、一般行政権からの分離独立原則に立つ教育委員会制度の理念に留意しつつ、市長として必要な対処を図って頂きますよう、要請致します。

とりわけその中では、一連の経過における市教育委員会の問題等を任命権者として指摘して明らかにされるとともに、本件に係る基本調査の内容の確認、その当該保護者への開示と誠意ある説明、市教育委員会としての重大事態認定の合議、市内校園長会への報告、当該学校子どもたち・保護者たちへの必要な説明と「子どもの権利の学習」や「命の教育」等の具体的対応、二次的事態を防ぐために市教育委員会として執るべき対処等々について、最大限の努力を尽くし、教育委員会制度本来の機能を回復していけるよう、市長として必要な対処を図って頂きますよう、特に要望します。

第四に、上記の第三を踏まえ、本件にかかわる詳細調査を実施することを任務とする、法令等に則った第三者委員会を速やかに設置して頂くよう、要請致します。

その際には、もとより当該保護者の意見等を十分に受け止める中で、泉南市子どもの権利条例の理念と規定に基づいて、A さんの自死に至る経過や背景等に関する真相究明に最大限に努め、以て、泉南市を「子どもにやさしいまち」としていくために、子どもたちが置か

れている学校と社会の現状をより良く変えていく、子どもの権利を基盤とする社会モデルアプローチを切り拓いていくことができるよう、特に要望します。

第五に、泉南市の子どもの権利条例は 2012 年に制定されて以来、子どもを含む市民や関係職員等の努力によって全国の自治体や弁護士会等からも注目され積極的な評価を得るものとなってきていましたが、しかし子どもの自死を防ぎ得ませんでした。痛恨の極みです。この 10 年の取り組みの成果を継承・発展させるためには、その間の本件に至る重大な課題を真摯に受け止め、以て、子どもの最善の利益を第一に考慮する原則を、より確かな共通の基盤としていかねばなりません。そのためには今次市長報告における、とりわけ「市長への提言——泉南市を『子どもにやさしいまち』にするために」の 7 つの提言を、また同報告書の「結び」として私たちが敢えて付言しなければならなかった 7 項目を、泉南市の子ども施策に積極的に活かして頂くよう、重ねて要請致します。

その際には、「子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません」と定める、泉南市子どもの権利に関する条例第 3 条、および国連子どもの権利条約第 3 条に確かに根差して、殊に市教育委員会が真に「子どもにやさしいまちの教育委員会」となることができるよう、必要な改革を、特に要望します。

また、子どもを含む市民の参加で条例第 1 条「子どもにやさしいまち」を具体的に実現していくため、条例第 11 条「せんなん子ども支援ネットワーク」の具体化を、そして条例第 6 条「子どもの相談と救済」を真に子どもたちにとって意味あるものとしていくため、同条第 2 項「必要な仕組み」の整備に関する本委員会の調査研究報告の積極的な活用を、特に要望します。

以上

第三者委員会宛要望書 資料②

2022 年 8 月 2 日

泉南市長
山本 優真 様

泉南市子どもの権利条例員会
会 長 吉永省三
副会長 山下裕子
委 員 青木桃子
委 員 浜田進士
委 員 前田百合子

「第 10 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告」提出に伴う意見表明

泉南市子どもの権利に関する条例（2012（平成 24）年 10 月制定。以下「条例」）第 16 条第 4 項に基づき、「第 10 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告」を提出致します。本報告は、本来は本年 7 月 1 日に受理頂くものでありましたが、1 ヶ月の間、提出することができませんでした。このような経過は、明らかに条例に反する事態であり、本委員会は、改めて遺憾の意を表明せざるを得ません。

条例の第 1 条（目的）は、泉南市を「子どもにやさしいまち」としていくと定めています（第 1 項）。そして「子どもにやさしいまち」は、すなわち「子どもの権利を尊重し、子育てと育ちを社会で支え合う仕組みを整え、一人ひとりの子どもが人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことのできるまちです」と定めています（第 2 項）。この目的の実現のために、第 3 条（子どもの権利の尊重）は、「市及び市民等は、公私を問わず子どもにかかわるにあたっては、子どもの権利条約に基づき、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません」と私たちに課しています。

市長におかれては、条例の理念と規定に誠実に基づき、一連の経過に対する省察を深められ、以て本報告を受理されるものと、本委員会は理解し認識致しました。よって本委員会は、本報告が条例第 16 条第 5 項に基づく市長の取り組みとして、泉南市の子ども施策等に、より積極的に活かされていくことを、心から期待しています。

そこで、本報告の提出に伴い、特に次の喫緊の課題について、意見表明致します。

記

本委員会は、市長に対する 7 月 18 日付意見表明の第四において、「法令等に則った第三者委員会」の速やかな設置を求め、次のように意見表明致しました。

第四に、上記の第三を踏まえ、本件にかかわる詳細調査を実施することを任務とする、法令等に則った第三者委員会を速やかに設置して頂くよう、要請致します。

その際には、もとより当該保護者の意見等を十分に受け止める中で、泉南市子どもの権利条例の理念と規定に基づいて、Aさんの自死に至る経過や背景等に関する真相究明に最大限に努め、以て、泉南市を「子どもにやさしいまち」としていくために、子どもたちが置かれている学校と社会の現状をより良く変えていく、子どもの権利を基盤とする社会モデルアプローチを切り拓いていくことができるよう、特に要望します。

この主旨を体現する機関として第三者委員会を設置するには、これを市長の附属機関として設置することが、次の諸点から必要かつ不可欠と考えます。

(1) 当該保護者が本委員会に提起した問題は、当該子どもが小学校 3 年生から中学校 1 年生年度末の 3 月に自死するまでの 5 年に及ぶ間、条例が第 3 条に定める「子どもの権利の尊重」、第 6 条に定める「子どもの相談と救済」に反すると受け止められる当該学校の指導上の問題および市教委事務局等の対応上の問題があったとするものです。

つまり、当該保護者が強く訴えている問題は、第一に、当該子どもと他の子どもとの関係など学校生活にかかわって、当該学校教員による不適切な指導の問題があったというものです。その子ども同士の関係の中には「いじめ」と捉え得る問題もあったものと推認されますが、それ以上に当該学校教員の当該子どもにかかわる指導上の問題が当該保護者からは

強く訴えられています。そして第二に、それら学校生活上の問題にかかわって、当該子ども自身が転校を希望するなどの相談や訴えを市教委事務局に対して試みたにもかかわらず、その訴えが尊重されることがなかった、という問題です。

当該子どもは自死に至る経過の中で「生きていても仕方ない」との言葉を漏らすようになっていました。これは学校生活での子ども同士の関係における問題よりも以上に、それにかかわっての打開や解決が、当該学校にも市教委事務局等にも——それらのおとなに対して当該子どもなりにさまざまに訴え、助けを求めてきたにもかかわらず——現実に期待することができなくなったことから、発せられた呻吟と受け止められます。

本委員会は、これら学校の指導上の問題および市教育委員会の対応上の問題にかかわって、条例の実施状況等の検証を試みた結果、とりわけ条例第 3 条「子どもの権利の尊重」および第 6 条「子どもの相談と救済」に反すると考えられる経過等が把握されたことから、本第 10 次市長報告において「市長への提言——泉南市を『子どもにやさしいまち』にするために」として 7 項目を提言し、これを踏まえ、さらなる詳細調査が必要だとして、上掲の通り第三者委員会の設置を市長に要請した次第です。

留意頂きたいことは、本委員会が市長に要請する詳細調査は、当該子どもの自死に至る経過や背景にかかわって、専ら当該学校とその設置者たる市教育委員会を対象として実施する必要があるということです。それにもかかわらず、その調査を担うべき第三者委員会を、その調査対象である市教育委員会のもとに設置することが、はたして妥当でしょうか。公正かつ公平な調査が実施できるでしょうか。大いに疑問です。

したがって本委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例の理念と規定に照らして、その第 16 条第 5 項に基づく市長の責務として、市長のもとに第三者委員会を設置することこそが、必要かつ不可欠であると考えます。

(2) いじめ防止対策推進法（以下「法」）第 28 条第 1 項は「いじめにより…重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」（傍点引用者）当該学校またはその設置者たる教育委員会が第三者委員会を設けて調査を行うとしています。このため、この第三者委員会が担う調査は、子ども同士の関係における「いじめ行為の認定」を主たる目的とすることとなります。しかし既述の通り、本委員会の報告も当該保護者の訴えるところも、その求める詳細調査は、専ら当該学校の指導上の問題、市教委事務局等の対応上の問題を対象とするものです。子ども同士の関係における「いじめ行為の認定」は、それらに付随する補助的な調査として位置づけられ得るものと考えられます。

したがって、法第 28 条第 1 項によるとしても、第三者委員会を市教育委員会が設けて調査することは、既に指摘の通り、調査そのものの公正性と公平性にかかわって重大な懸念が持たれるとともに、調査の内容そのものの本質的な意味を変質させてしまう懸念もまた生じてきます。すなわち、当該学校および市教育委員会が、条例第 3 条「子どもの権利の尊重」および条例第 6 条「子どもの相談と救済」をどのように尊重してきたかを問うべき調査であるはずが、「いじめ行為の認定」という専ら子ども同士の関係に問題が還元されて、おとなたちが問われるべきところの問題を、子どもたちの個人モデル的な問題へと矮小化してしまうおそれが、強く感じられるのです。

また、法第 30 条第 2 項は、市長が「附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる」と定め、さらに文科省

「いじめ防止のための基本的な方針」は、「従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる」と述べています。つまりは、事態の経緯や事案の特性によっては、市長のもとに第三者委員会を設置して調査を実施することの必要性や妥当性が、認められているということです。

さらに文科省「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針<改訂版>」は、「学校及び学校の設置者が、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要」と強調して、とりわけ詳細調査は「公平性・中立性を確保することが必要」とであると繰り返し述べています。そしてまた、泉南市「自殺対策計画」（2019 年 3 月）は、「社会全体の自殺リスクを低下させる」と題するなかで、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させる。」と述べて、この課題に対しては泉南市として、市長のもと、積極的に取り組むことを宣明しています。

以上の法令等を踏まえつつ、留意すべきは次の諸点です。

まず、本件は当該子どもの小学校 3 年生から中学校 1 年生末までの期間にわたる教育指導上の問題が受け止められる事案であり、さらに事態発生後もなお 4 ヶ月にわたって市教委事務局が秘匿してきたという特異な経過があります。そしてその間、法第 28 条第 1 項の調査に当たる当該学校による基本調査については、市教委事務局は既実施したと回答しながらも、当該保護者には一切開示してきませんでした。そこには教育委員会としての機能の不全、あるいは事務局の不作为が認め得るとも考えられます。そうして、市教委事務局は当該保護者との信頼関係を築くことが出来ぬまま、しかし本委員会の仲介の申し出は拒絶し、対話を開く努力を怠ってきたとも受け止められます。さらには、本委員会が当該保護者から得た情報に基づいて教育長に宛て提出した意見表明について、これを本委員会が当該保護者に報告したところ「守秘義務違反」だと主張し、本委員会の会議の開催も市長報告も「不適切だ」と主張してきました。その結果、本委員会の市長報告を 1 ヶ月にわたって遅滞させてきました。ところが教育長らは、それら自ら惹起した重大な問題に、未だ市民等への説明責任を果たしていません。

このような経緯や事案の特性からすれば、当該子どもの自死に至る経過および背景等の事実関係を明確にするための調査を適切適正に、かつ公平公正に実施するには、法第 30 条第 2 項が規定する市長による再調査を視野に入れつつも、速やかに泉南市子どもの権利に関する条例に基づいて、市長のもとで第三者委員会を設置することが、必要かつ不可欠なものと考えられます。

(3) 上掲 7 月 18 日付意見表明の第四は、「当該保護者の意見等を十分に受け止める中で、泉南市子どもの権利条例の理念と規定に基づいて、A さんの自死に至る経過や背景等に関する真相究明に最大限に努め」るよう市長に要請しています（傍点引用者）。

ここでいう真相究明は、いじめ防止対策推進法の定めるところに基づいて「いじめ行為の認定」を行うことにより直ちに達成できるというものではありません。そもそも「いじめる-いじめられる」という子ども同士の関係性の問題を「いじめ」という行為の問題として切り取り判定することの難しさがそこには伴いますが、そのような脱文脈的な行為の判定は

問題の所在を行為者個人に求めがちともなり、関係する子どもに対する個人モデル的な問題追及に陥る傾向もあります。本委員会は子どもの権利条約に基づいて、いかなる子どもにも最善の利益を第一に考慮される権利があることを原則としており、よって子ども個々に対する個人モデル的な問題追及よりも、その子どもたちの環境としての学校や社会のより良い改善を求める、社会モデルアプローチの観点から、当該子どもが自死に至った経過や背景等を明らかにすることを求めています。

したがって、条例が定める、とりわけ子どもの権利の尊重（第3条）および子どもの相談と救済（第6条）——すなわち子どもの権利条約が子どもたちに保障するところの子どもの権利——が、当該学校と市教育委員会その他市の機関において、なぜ十分に尊重されてこなかったのか、これにかかわる事実関係を可能な限り明らかにすることが、本委員会が求める真相究明です。このような調査の実施によって初めて、「子どもたちが置かれている学校と社会の現状をより良く変えていく、子どもの権利を基盤とする社会モデルアプローチを切り拓いていくこと」が、期待できるものになると考えます。

したがって今求められる第三者委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例が目的として掲げる「子どもにやさしいまち」を具体的に実現していくための条例第16条第5項に基づく市長の責務を果たすため、これを地方自治法上の市長の附属機関として設置し、いじめ防止対策推進法等の規定を適切に準用することが望ましいものと考えます。

以上

第三者委員会宛要望書 資料③

「第10次泉南市子どもの権利条例委員会報告」不受理をめぐる経過と問題(見解書)

2022年7月19日
泉南市子どもの権利条例委員会

1. はじめに：概要

私たち泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例第16条により、条例の検証に資する活動を行い、その報告書を市長に提出することを課せられています。

本年度は、本年3月の子どもの自死にかかわって、当該保護者たる市民から条例の検証が提起され、これを受けて本委員会は検討の結果、条例の第3条「子どもの権利の尊重」および第6条「子どもの相談と救済」に関する検証が必要なものと判断し、2014年の第一次市長報告書以来実施してきた本委員会の検討の方法と枠組みにより、市が行う検証に資する検討に取り組んできました。

これにより本委員会は第 10 次市長報告をまとめ、これを 7 月 1 日に市長に提出しようと致しましたが、受理されませんでした。私たち委員は、大いに驚愕し、当惑し、落胆いたしました。市長自らが条例の規定に反する対応をとられたと指摘せざるを得ず、極めて遺憾に思うところです。

これらの経過においては、提出 2 日前になって俄かに、本委員会の会議の開催と市長報告は「適切ではない」、市民等への公表は「不適切である」との教育長からの通知文書が、6 月 29 日と 30 日の 2 度にわたって電子メール添付文書で、本委員会会長に宛て送り付けられてきました。

このような市教委事務局による行為は、条例が本委員会に課するところの職務の適正な遂行を阻もうとするもの——その意図は未だに不明ですが——であり、その結果として市長報告書の不受理という、条例に反する、極めて異常な事態が生み出されたものと受け止められます。

本委員会は、これらの経過等を踏まえ、昨日 7 月 18 日付で市長に意見表明書を提出し、今次市長報告書を受けよう改めて要請致しましたが、条例に基づく事態の打開が市長等において適正に図られるよう、今般の異常な事態の直接要因となった市教委事務局による一連の行為について、改めて本委員会の見解を明らかにする必要があるものと判断し、これを行うものです。

2. 教育長からの本委員会に対する通知文書について

教育長が本委員会会長に宛て、まず 6 月 29 日に送ってきた文書は次頁に掲載するものです。

この文書は、その右上の記載事項から、市教委事務局の公文書として作成され送られてきたものと理解されます。しかしながら、発出人の教育長が「泉南市子どもの権利条例委員会事務局」だとする記載は、どのような意図からでしょうか。教育長は、いつから本委員会の事務局を担当されることとなったのでしょうか。極めて不可解な「公文書」です。

(1) 公的第三者機関の意義に関する理解と認識の問題

本委員会は市長の附属機関であって、本来であれば市長管下に事務局を置くべきところ、本委員会が扱う課題等の性格上、市長部局の人権推進課等と協同して、市教委事務局の人権国際教育課職員 2 名が、本委員会の事務局を担当してきました。本委員会は「行政執行機関に対して一定の独立性を保持する、公的第三者機関としての意義を持つもの」（条例ハンドブック 82 頁）と条例上に位置づけられていますから、本委員会の事務局を担当する職員は、本委員会の職務に関する事項については、本委員会の命に服して、職務を遂行する立場にあります。

したがって市教委事務局の長たる教育長が、本委員会の事務局を担当することは考えられないことです。もし仮に、教育長が本委員会の事務局を担当することが可能とするならば、本委員会の職務事項に関しては、教育長といえども本委員会の命に服さねばなりません。

地方自治法上の市長の附属機関の意義と、それに基づいて条例が定める公的第三者機関としての本委員会のより積極的な意義が、教育長等には理解されていなかったことがうかがわれます。子どもの権利条例委員会の公的第三者機関としての意義が、教育長や教育部長には十分に理解・認識されていなかったことが、このような「公文書」作成につながったものと考えられます。

6 月 29 日 受信文書 (原文のまま)

泉南教委人 176 号
令和 4 年 6 月 29 日

泉南市子どもの権利条例委員会
会長 吉永 省三様

泉南市子どもの権利条例委員会事務局
泉南市教育委員会教育長 富森 ゆみ子

泉南市子どもの権利条例委員会会議及び市長報告の件について

本日、非公開とされた条例委員会の会議の内容が含まれる書類が第三者の目に触れる状態にあることがわかったため、事実関係を確認したところ、貴委員会から、関係する保護者に渡しているとの回答を得ました。

この件を法律の専門家に相談した結果、条例委員会として得た情報を当該保護者に伝えていることは守秘義務違反となる可能性が高い事案であり、委員会の運営方法が適切であるか疑義が生じているため、現在予定している条例委員会の開催と市長報告は適切ではないと判断されます。

つきましては、事務局としての対応は致しかねます。

本件担当
泉南市教育委員会事務局教育部 岡田
電話 072(483)2581

(2) 守秘義務と公益性に関する基本的な理解と認識の問題

この文書が会長に送信されてくる数時間前に、教育部長から会長に電話があり、教育委員会宛の意見表明書 (6 月 7 日付、18 日付) を当該保護者に渡したことは守秘義務違反だとの指摘がありました。これに対して会長は、意見表明書のどの部分が守秘すべき事項に該当するのか、教育部長に問うたところ、警察からの非公式伝聞情報——事態発生直後に警察から、当該保護者が事態の秘匿を望んでいるとの非公式伝聞があったという——に関する記載がそれに当たるとのことでした。

しかし、①その伝聞情報の当事者は当該保護者であり、②かつ当該保護者はその伝聞情報自体を否定して事態の公表を要望しており、③それを確認することなく 3 カ月以上も前の伝聞を根拠に市教委事務局は事態を秘匿し続けようとしており、④何よりもその伝聞は当事者の個人情報であるから当事者が自ら確認すべき情報である、わけです。このような非公式伝聞情報が、子どもの自死という重大事態にあつて守秘すべき事項とは到底考えられません。これを伝えた上で、その他に守秘事項に該当すると教育部長が考える記述は何かを問いましたが、回答はありませんでした。

もとより、子どもが自死するという事態は、公教育の実施・運営の在り方が問われる重大な公共的かつ社会的な問題です。当該子どもの遺族家族の意向を尊重することを前提とした上で、その公益性の高さとの相関において——いうまでもなく子どもの最善の利益を第一に考慮する原則を踏まえて——何が守秘すべき事項かを判断することが必要です。それゆえ、子どもの自死等の重大事案を第三者機関が扱う際には、遺族家族に対して必要適切な情報提供に努めることは当然の責務だといえます。一連の経過では、こうした基本的な理解と認識の欠如がうかがえます。

(3) 事態の重大性の認識とそれに伴う説明責任を遂行する意識と姿勢の問題

教育長が送ってきた 2 回目の「公文書」は、次のものです。

6 月 30 日 受信文書 (原文のまま)

<p>泉南教委人 177 号 令和 4 年 6 月 30 日</p>	<p>泉南市子どもの権利条例委員会 会長 吉永 省三様</p> <p style="text-align: right;">泉南市子どもの権利条例委員会事務局 泉南市教育委員会教育長 冨森 ゆみ子</p> <p style="text-align: center;">泉南市子どもの権利条例委員会市長報告の件について</p> <p>昨日確認した、貴委員会から、関係する保護者に書類を渡していた件について、改めて本市の顧問弁護士に確認したところ、条例委員会として得た情報を当該保護者に伝えていることは、泉南市子どもの権利条例委員会規則第 8 条により明確な守秘義務違反と確認されました。</p> <p>同条例第 16 条第 4 項による今回の報告は、その作成過程で重大な守秘義務違反が認められますので、報告案件の性質を考慮すると市民等への公表は不適切であるため、貴委員会からの公表を前提とした報告については、誠に遺憾ながら受け付けられません。したがって、市長への面会もお控えください。</p> <p style="text-align: right;">以上。</p>
--	---

本件担当
泉南市教育委員会事務局教育部 岡田
電話 072(483)2581

この文書では、教育長は本委員会の「守秘義務違反」が顧問弁護士によって確認されたと述べています。しかし何が守秘すべき「秘密」として確認されたのか、何も述べていません。「条例委員会として得た情報を当該保護者に伝えていること」が守秘義務違反だと述べるのみです。

本委員会が得た情報の大半は当該保護者から得た情報です。それに基づいて教育長に提出した意見表明を当該保護者に適切に報告することは既に指摘した通り、本委員会として当然の責務と考えています。また、市教委事務局には従前からの本委員会の検証の方法と枠組みに基づいて報告書の提出を求めていましたが「報告書として提出できるものはない」との回答でした。したがって、教育長に提出した意見表明書には、当該保護者の了承を得て記載した個人情報是一部含まれていますが、その他には、本委員会規則第 8 条がいう「秘密」に該当する事項は含まれていません。

このような客観的な事実と経過を適切適正に伝えて問うていたならば、「守秘義務違反」などという「確認」は決して成り立たないはずで、そこまでして強引に「根拠」を作り上げ、「市民等への公表は不適切」だと主張し、市長には会わない、報告書は提出するなど、教育長が私たち子どもの権利条例委員会に対して繰り返し要求してくるのは、いったいどんな意図があるのでしょうか。

教育長は、子どもが自死するという深刻で重大な事態を、3 か月以上にわたって教育委員会に報告せず、合議にもかけず、そのために基本調査を実施したと言いつつも、当該子どもの保護者には開示せず、また亡くなった子どもの在籍校では子どもたちにも一切報告されないまま、あたかも当該子どもは存在しなかったかのように扱われてきました。このような当該子どもの尊厳を侵すかのような「不作為」とも考えられる状況を 3 か月以上も放置して、なおもその現状を正すことなく、本委員会の報告書を市民等に見せてはならない、市長には報告するな、と主張しているのです。

事態の重大性の認識とそれに伴う説明責任を遂行する意識と姿勢の問題を、そこに感じざるを得ません。教育長には、市民等に対する説明責任が強く求められるといえるでしょう。

(4) 子どもの最善の利益を第一に考慮する原則の尊重に関する問題

子どもの権利条例委員会規則第 7 条は、委員会を通じて知り得た秘密の守秘を定めるものです。本委員会は、2014 年以來 9 次にわたり市長報告を行ってきましたが、それらはいずれも、条例の諸規定とともに、この規則 7 条を踏まえて行われてきました。

本委員会の市長報告書は、条例第 16 条第 5 項により市民等に公表することが前提となっています。そこで市長報告書の作成においては、何が「秘密」に該当するかを条例等に基づいて常に判断してきました。すなわち、個人情報の保護を徹底することを当然の原則として、公益性の観点から掲載が必要かつ妥当と判断される場合は当事者に確認するか、または個人が特定できない情報に編集して掲載してきました。今次報告書においては、自死した子どもの個人情報は、公益性の観点から公開が必要かつ妥当と考えられる範囲において、遺族の了承を得て掲載しました。

一方、本委員会の会議等において市の機関から提供される情報の大半は原則公開とみなされるものですが、その中で個人情報は上述により扱い、市の機関の意思形成過程上の情報等については、公益性確保の観点から十分に留意して扱うことを原則としてきました。ただし、本委員会は公的第三者機関として条例の実施状況を検証する使命を負うことから、仮に行政にとって不都合な事実であったとしても、条例に基づく公益性確保の観点に立って、規則 8 条の「秘密」に該当するか否かを判断してきました。今次報告書においては既述の通り、市教委事務局からは「報告書として提出できるものはない」との回答でしたから、同事務局から提供された情報は極めて限定的で、断片的なものであって、規則 8 条の「秘密」に

該当する情報は認められませんでした。

したがって今次市長報告書には、「市教委事務局にとって不都合な事実」が含まれていたり、たかもしれませんが、規則 8 条の「秘密」に該当する事項は含まれていません。それにもかかわらず教育長自ら「重大な守秘義務違反」だと主張して、「市民等への公表は不適切である」、「貴委員会からの公表を前提とした報告については、誠に遺憾ながら受け付けられません。したがって、市長への面会もお控えください」などと要求しています。その意図は、全く不明です。

もとより教育長は、条例上このようなことを本委員会に指示できる立場にはありません。だから本委員会の事務局を名乗ったのかもしれませんが、そうすれば会議をやめさせたり、市長への報告を取りやめさせたり、本委員会を従わせることができるとの権力的な錯誤を抱いたのでしょうか。とすれば、極めて強権的に、条例に位置づけられた本委員会の公的第三者機関としての独立性と自律性を侵害し、職務を妨害しようとするものです。著しい条例違反というべきでしょう。

教育長は、いったい何を守ろうとしていたのでしょうか。子どもの最善の利益を第一に考慮することを義務づける国連子どもの権利条約の第 3 条、そして泉南市子どもの権利条例の同じく第 3 条「子どもの権利の尊重」を、確かに守ってきたと、教育長は胸が張れるのでしょうか。これらについて、市民等に対する説明責任の誠実な履行が、教育長には強く求められるといえるでしょう。

3. 市教委事務局が今次市長報告書の提出を認めない新たな「根拠」について

上に述べた 2 回にわたる教育長発「公文書」の後には、本委員会が受け取った文書等はありません。したがって、本委員会として認識するところでは、市教委事務局が今次市長報告書の提出と公表を認めない「根拠」は、今もなお「守秘義務違反」にあるものと解せられます。

ところが、その後における市教委事務局のメディアや議会等への説明では、その「守秘義務違反」という「根拠」は述べられなくなっているとのこと。代って、「(子どもの権利条例委員会) いじめなどの個別事象を調査する機関ではない」との主張を行い、本委員会が条例上の職務を逸脱した活動を行ったので、今次市長報告書の市民等への公表は不適切である、よって市長への提出を認めない——と説明されているとのこと。新たな「根拠」が作られたわけです。

しかし、どのように根拠づけようが、本委員会の市長報告書を公開させず提出させないという行為によっては、いうまでもなく、市教委事務局としての責任を全うすることはできません。当該子どもの自死から既に 4 か月が経過する現在、その深刻で重大な事態に対処すべき第一の当事者である教育委員会の事務局として、いったい何をしようとしているのか、そこが問われています。

ともあれここでは、その新たな「根拠」に対する本委員会の見解を示しておきたいと考えます。

ただし、本委員会がどのような条例上の立場から本件にかかわろうとしてきたのかは、既に今次市長報告書において明確に述べています。のみならず、5 月 26 日付教育長宛「泉南市子どもの権利に関する条例第 16 条に基づく要請」では、直接教育長に対して文書で説明しています。

そこでは概要として、これまで 10 年にわたって積み重ねられてきた本委員会の活動の方法と枠組み——別言すれば、事実上の行為として毎年度実施されてきた調査と提言——に基づいて、今次市長報告では条例の特に第 3 条および第 6 条にかかわる検証を行う、と説明しています。

もし今次市長報告が、本委員会の条例上の職務を逸脱しているとするならば、それと同じ方法と枠組みで実施してきた過去 10 年間の 9 次にあたる市長報告——それらは現在も全文が市のホームページ上で公開されています——もまた、そのすべてが無効だということになります。

したがって、その新たな「根拠」もまた到底成り立つものではないということは、じつのところ 5 月 26 日付教育長宛要請文を通して、既に教育長や教育部長には認識されているはずですが、この要請文は今次市長報告書にも掲載していますが、念のため、次に転載しておきます。

2022 年 5 月 26 日

泉南市教育長
富森 ゆみ子 様

泉南市子どもの権利条例委員会
会長 吉永 省三

泉南市子どもの権利に関する条例第 16 条に基づく要請

貴職におかれましては泉南市の教育の振興にご尽力のこと、心より敬意を表します。

さて、私ども泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例第 16 条第 2 項に基づき、市長の附属機関として設置され、同条第 1 項が市に課しているところの「この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況に関する検証」に資するため、必要な職務を担うことが課せられております。そのために、「行政機関に対して一定の独立性を保持する公的第三者機関としての意義を持つもの」（「泉南市子どもの権利に関する条例ハンドブック」P82）と位置づけられています。

そこで本委員会は、同条第 1 項の規定に基づき、「この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう」との観点から、「この条例の運営状況」に関する重点事項について検討し、これを「報告事項Ⅰ」として市長に年次的に報告してきました。そのために本委員会は、この検討のための主たる資料として、「この条例に基づく事業等の実施状況」に関する報告の提出を同条第 6 項（積極的協力援助義務）に基づき市の実施機関に求め、これを一定検討した上で「報告事項Ⅱ」として、「報告事項Ⅰ」と併せて市長に年次的に報告してきました。

このような第 16 条の運営が条例制定以来すでに 10 年にわたって積み重ねられてきたことに鑑み、改めて下記により、本委員会に対する報告書の提出について、これを貴委員会に要請するものです。ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 報告書の提出を求める主旨

本年 3 月、泉南市立中学校 1 年生の男子生徒が自殺するという極めて痛ましい事態（以下「本件」）が発生したことについて、本委員会は 5 月 12 日に臨時会を開催して協議致しました結

果、泉南市子どもの権利に関する条例に基づく本委員会の職責に照らして、本件は本委員会において検討すべき課題であることを全委員一致で確認いたしました。

本件は、同条例が第1条に目的として掲げる「泉南市を『子どもにやさしいまち』としていく」との規定に大きくかかわる問題であり、とりわけ第3条「子どもの権利の尊重」および第6条「子どもの相談と救済」にかかわって、「この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況に関する検証」が求められる事態であるものと、本委員会は全委員一致の認識に至りました。

2. 本委員会において検討しようとする課題

- (1) 本件に関係して、泉南市子どもの権利に関する条例が、とりわけ第3条および第6条が、どのように具体化できていたのか、またできていなかったのか——これを課題として、本委員会は可能なかぎりの検討に努めるものとします。
- (2) 本件に関係して、文部科学省による「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」および「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」、またいじめ防止対策推進法等に基づく対処が、どのように具体的に実行できていたのか、またできていなかったのか——これを課題として、本委員会は可能なかぎりの検討に努めるものとします。
- (3) 自殺対策基本法をはじめ、国の自殺予防のための指針や手引き等とともに、泉南市子どもの権利に関する条例第3条が第2項に定める子どもの最善の利益を第一に考慮する原則、および同条第4項「市は、子どもの生命、生存及び発達並びに意見表明及び参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるもの」との規定が、泉南市教育委員会の施策等において、どのように具体的に実行できていたのか、またできていなかったのか——これを課題として、本委員会は可能なかぎりの検討に努めるものとします。

3. 教育委員会に報告を求める事項と報告書提出期限

- (1) 上記2の(1)(2)に示す課題に関して、本件にかかわる①基本調査、②現在に至るまでの教育委員会及び当該学校の対処等の経過、③それら対処等に対する教育委員会としての現時点における評価や課題の認識等について、報告をお願い致します。
- (2) 上記2の(3)に示す課題に関して、教育委員会としての現時点における評価や課題の認識等について、報告をお願い致します。
- (3) 前二項の報告は、本件事態の重大性に鑑みて、また二次的事態の発生の回避に最大限に努めるためにも、本委員会に求められる職務を速やかに履行しなければならず、原則として本年6月2日までに、本委員会に提出下さいますようお願い致します。

4. 附帯して教育委員会に要望すること

当該子どもの尊厳を守り、衷心の哀悼の意を以て向き合うことが、今求められていると考えます。これを基本姿勢として、上記の文科省による手引きは「危機対応の態勢」「遺族への関わり」「情報収集・発信」「保護者への説明」「心のケア」「学校活動」まで6項目を挙げています。そこには、家族をはじめ遺された人々における、二次的な事態の発生を防止することも示唆されています。それだけに当該学校の子どもたちや保護者の皆さんに対する適切な対応とともに、市内学校における子どもの生命を守る教育の推進が、現在進行形の課題として改めて求められています。それゆえ校長会等において本件を適切に伝え、問題の重大性を共通認識して全市的な取り組みを図られるよう切に要望するものです。

5. 本委員会の本件審議に係る資料(別添) (省略)

以上

この要請に対して市教委事務局は、指導課長名の次の通知書面を 6 月 1 日付で会長に提出してきました。「当課ではご遺族より何ら一切の事実を聞くことができておりません。／現在もあらゆる機会を捉えてご遺族と連絡がとることができるよう鋭意努めているところであるため、そのような中において、現段階で貴委員会に対して、報告書として提出できるものはございません。」

4. おわりに：泉南市子どもの権利に関する条例の再生を――

本委員会は 7 月 1 日に今次市長報告書を提出しようと致しましたが、受理されませんでした。その後、1 週間の猶予を置きましたが、市長が受理するとの意思表示はありませんでした。よって 7 月 8 日、本委員会は事態の重大性に鑑みて、18 時から特別研究会を開催し、自らの手で今次市長報告書を公表しました（別添「2022. 7. 8 泉南市子どもの権利条例委員会特別研究会 開催の主旨」参照）。

いま、泉南市子どもの権利に関する条例（平成 24 年 10 月 1 日条例第 26 号）は、まさに「瀕死の状態」にあると受け止められます。私たちは、子どもの権利に希望を抱き、しかし叶わず、自ら命を絶った子どもの、その生と死に真摯に向き合う中から、この条例の再生を誓わねばなりません。

第三者委員会宛要望書 資料④

2022. 7. 8 泉南市子どもの権利条例委員会 特別研究会 開催の主旨

私たち泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（2012（平成 24）年 10 月制定）第 16 条第 2 項に基づき設置された市長の附属機関です。

同条第 1 項は、「条例の運営状況」と「条例に基づく事業等の実施状況」について、これを定期的に検証することを市に課しています。

そして同条第 4 項は、この市が行う検証に資するため、本委員会が公的第三者機関として必要な検討に努め、市長に報告することを定めています。

市長は、同条第 5 項により、本委員会から受けた報告を広く市民等に公表すること、その内容を検討して市の子ども施策に活かすことを義務付けられています。

このような条例の定めに基づき、本委員会の市長報告は、2014 年の第一次市長報告を皮切りに毎年度実施され、昨年度で第 9 次を数えるまでになりました。

本年度は、本年 3 月の子どもの自死にかかわって条例の検証を求める当該保護者からの提起が 5 月上旬に本委員会に寄せられ、これを受けて本委員会は、可及的速やかに第 10 次市長報告を行うことが必要だと判断し、5 月 9 日から必要な取り組みに着手しました。

条例は、泉南市を「子どもにやさしいまち」にするという目的を掲げ（第 1 条）、子ども

の権利条約に基づく「子どもの権利の尊重」を市と市民等の原則と定め（第 3 条）、「子どもの相談と救済」の仕組みを整えること等を市に課しています（第 6 条）。

この条例の理念と規定に照らして、本委員会は検証を試みた結果、市教育委員会の対応において「不作為」とも受け止められ得る経過等が把握されたことから、市教育委員会に対して、状況を打開する提言を含め二度にわたる意見表明書を提出しました。が、いずれも教育長段階にとどめられて教育委員会には報告されず検討されませんでした。

このような経過を踏まえ、本委員会は事態の打開を市長に託すべく、第 10 次市長報告として、本委員会が把握し検討したこと、その経過等に関する報告、そして事態を打開して泉南市を「子どもにやさしいまち」にするための 7 項目にわたる提言をまとめました。

これを 7 月 1 日、市長に提出するべく、本委員会の 5 名の委員全員で市長室に伺いましたが、「市長の命により受け取れません」との秘書課長の対応を受けました。1 時間近くにわたり市長報告の主旨等を本委員会から説明しましたが、受理されませんでした。

付言すれば、6 月 29 日と 30 日の二度にわたって市教育長から本委員会会長に電子メール添付文書が送信されており、そこには「条例委員会として得た情報を当該保護者に伝えていることは重大な守秘義務違反」「市民等への公表は不適切」「報告は受け付けられません」「市長への面会もお控えください」とありました。市長報告書の受理を拒否する市長の対応は、この教育長の主張に与してなされたようです。しかし私たちは市長の委嘱により委員となり、条例により課せられた職務を忠実に遂行しようとしているのです。その市長報告書を、市長は受理するなど秘書課長に命じ、私たちに会おうともしません。市長自らが条例違反を犯しているとの懸念を禁じ得ず、地方自治の危機とも認識されます。

かかる事態に対し、本委員会は協議の結果、次の論拠から、全委員が一致して第 10 次市長報告書を公表することを決しました。これについて本研究会を開催するものです。

第一に、当該子どもの自死から 3 か月以上が経過した現在もなお市教育委員会は基本調査を当該保護者に明らかにせず、審議も行わず、このままでは、当該子どもの状況が他の子どもにも起こり得るおそれがあること。第二に、条例の再生に取り組むためには、当該子どもが訴えてきた思いを改めて代弁する中から、露わになった問題と課題を市民等に提起して共に考えていくことが必要であること。第三に、過去 10 年余にわたる泉南市子どもの権利条例の取り組みの成果を無に帰することなく、真に「子どもにやさしいまち」を実現していくために公表が必要であること。そして第四に、こども基本法制が始動しようとする中、子どもに最も近い地方自治体の首長と教育委員会の役割は益々重大であって、本委員会の使命として社会に発信して問題提起を試みる必要があると考えた次第です。

以上

第三者委員会宛要望書 資料⑤

泉南市長
山本 優真 様

拝啓

この度は、亡くなられたお子さんとそのご家族、そして泉南市民と向き合う意思を示していただきありがとうございます。私たち市民委員は、市長の市民に近い感覚で共感いただいている姿勢に希望を感じました。

色々な報道があった中での市長報告にあたり、少し長くなりますが「子どもにやさしいまち」に対する市民委員の願いを、市長に知って頂きたく、手紙にしたためました。

10年前、泉南市子どもの権利に関する条例ができた時、「子どもにやさしいまち」への期待で胸が膨らみました。その時の私たちには、子ども達が、大人の顔色をうかがうことなく意見を述べ、生き生きと笑顔で生活する光景が見えていました。

そして、この10年間は「子どもにやさしいまち」を実現しようと、行政職員のみなさんと市民とが一緒になり、子どもの権利の学習を通じて、条例を育ててきました。例えば、公立の幼稚園では、毎年、子どもの権利の研修が行われています。お母さんたちは研修の後「もっと余裕をもって子どもと接したい」「(子どもの権利の話をきいて)今日は家に帰ったら子どもとゆっくり話をしようと思います」とやさしいコメントをくださいます。このようなコメントを読んでいると、子どもの権利を大切にすることは、何も特別なものではないのだと改めて気づかされます。そして、子どもの権利が守られる「子どもにやさしいまち」は「みんなにやさしいまち」である、そんな泉南市であったらよいなど、毎年参加者と気持ちを共有するに至るのです。また、図書館には10代の子どもたちの声を聞く「きらめきサポーター」として登録してくださっている市民がいます。さまざまな経験をお持ちの方々です。先日、サポーターのミーティングが行われました。マスコミが様々な報道をする中でしたが、そのような中でも、サポーターの皆さんは、10代の子ども達が、どのような居場所を求めているのか、どのようにしたら語ってくれるのかと、ご自身たちの役割について、本当に真剣に意見交換をされていました。子どもの権利を大切に、泉南市の条例を実践する、子ども達にとって強力なサポーターです。このほかにも、泉南市には、子どもの権利の研修を受けた「ゆうてみいサポーター」「ふくまちサポーター」など、ボランティアな市民がたくさんいます。

このような市民の皆さんを見ていると、泉南市子どもの権利に関する条例は、この10年で確かに子どもや市民に根差し、育ってきていると感じます。子ども、市民、行政が一緒になって育ててきた条例が、ほかにあるのでしょうか。条例を育てる泉南市の取り組みは、今や泉南市内外から注目され、エールが送られてくるほどになっています。私たちは、この本質的な泉南市の歩みを止めたくありません。

しかし、市民の気持ちや子どもの権利に対する理解だけでは、救われない子ども達がいる。子どもの救済システムの弱さが今回浮き彫りになりました。子どもがSOSを出していたのに、救われることがなかった事実、市民は当惑し不安を感じています。それと同時に、子どもの権利を軽んじる大人の姿も見えてしまいました。泉南市は条例10年の節目の年に、大きな課題に直面したのです。

今回の一件に関して、市民の受け止めは様々です。報道が出始めた当初は「なぜこのようなことがおこってしまったのか」「きちんと調査して改善してほしい」「また 教育委員会か…」と言った「不信」の声が多く聞かれました。しかし、時間が少し経過してきた今では「(学校の先生や行政に)子どもに寄り添ってほしい」という声が大きくなってきています。そこには「亡くなった子どもに寄り添ってほしい」「泉南市の子どもにちゃんと寄り添ってほしい」そして「今、この瞬間に困っている子ども達に目を向け、寄り添ってほしい」という意味が含まれています。ある市民は、報道で流れる情報を子ども達が観て、うわさや憶測が広がっていると心配していました。またある保護者は、子ども達に説明もケアもない状況に対して「困った時に助けてもらえないという、間違ったメッセージにならないか心配」と、まさに「今」の状況を危惧しています。みんなこの状況を、他人ごととは思っていません。自分たちの生活に直接関わることだと捉えています。

市民は「亡くなった子どもさんの尊厳を回復すること(きちんと調査がされること)」と「今、泉南市に住む子ども達の最善の利益を考える事」の2点に注目しています。この課題への回答と対応を早急にしてほしいと、市に期待しながら様子を見守っているのです。しかし残念ながら、行政の対応や市教委の議会の答弁では、市民の納得できる答えはまだ見えてきていません。不安なままの状態です。ですから、市長には是非、そのリーダーシップのもと、この2つの課題の対応について、市民に直接発信いただき、不安を払拭し「未来への希望」に変えていただきたいのです。冒頭にも書きましたが、私たち市民委員は、市長の市民の気持ちに共感下さる姿勢に、希望と誠実さを感じました。ですから市民も、市長の言葉で伝えていただければきっと、同じように感じるはずで、不安に思う市民へ(特に子ども達へ)の説明を行っていただきたくお願い申し上げます。

泉南市子どもの権利に関する条例は、子どもに関わる全ての人の、いわば羅針盤のようなものです。子どもの問題や意見が、大人の尺度で判断されたり、大人の都合で解釈されることがないように、子どもの権利を尊重するとは、どういう実践をすることにあるのかを示しています。そして条例委員は、条例委員であるからこそ、子ども達の代弁者として、条例の原理原則を、子どもの最善の利益を不断に追求する姿勢を貫き通す必要があります。これは子ども達に、「大人を信用していいんだ」「泉南市に生まれてよかった」と思ってもらうためには、当たり前姿勢だと思っています。しかし、今の泉南市の中で、子どもの最善の利益を追求することは容易ではなく、覚悟があるものだということも、今回条例委員として痛感致しました。行政の中ですらも、子どもの声を聞き、最善の利益を追求する土壌がまだまだ醸成されていない。そのように感じました。もちろん、子どもに真摯に向き合おうとして下さっている職員の皆さんがたくさんいることも、私たちはわかっています。ただ「子どもにやさしいまち」は、たくさんの人々の協力、活発な活動なくして実現はできません。まずは行政職員の皆さんの力がとても重要なのです。その上に、市民の参画をもって「子どもにやさしいまち」は成り立つと思うのです。全ての子どもが幸せになれるまちに向かっていく

土台を、子どもと真摯に向き合う職員の皆さんが、存分に力を発揮できる土壌を、行政の中でまず作って頂きたいと強く願っています。

最後に、子どもの最善の利益は、子どもの意見を聞くことでしか見えてきません。泉南市には、条例のもとに「子ども会議」があります。「市民モニター制度」もあります。これらは、子ども達の声を聴くシステムの一部です。今では、ここから巣立っていった若者たちが、泉南市の取り組みや、社会の仕組みに興味をもって活動をしてきています。子ども・若者の参加のサイクルが 10 年を経てできつつあります。このような子ども達の活動は、全国から注目を集めるものになっています。しかし、足元の泉南市では、彼らにスポットが当たるのがこれまで多かったとは言えない状況です。とても残念なことだと思います。この条例で育った子どもと若者の姿と声が、もっと多くの人々、特に市民に届くようご尽力ください。彼らこそが、泉南市子どもの権利に関する条例 10 年の、最も大きな功績であり、条例の基本であり、泉南市の誇りです。

子ども達が「泉南市民でよかった」と思える「子どもにやさしいまち」となりますよう、ご尽力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

2022(令和 4)年 8 月 2 日

泉南市子どもの権利条例委員会

市民委員 青木 桃子

市民委員 前田 百合子

第三者委員会宛要望書 資料⑥

第三者委員会のみなさま

前略

泉南市子どもの権利委員会の委員を務める市民として、お便り差し上げます。

昨年 7 月、マスコミを通じて重大事態が公になり、一度は受け取りを断られた泉南市子どもの権利条例委員会の第 10 次報告書が、市民やマスコミに注目される中で、やっと市長の手元に届けられた昨年 8 月 2 日から、はや一年が経過致しました。

第 10 次報告書の提出に際して、切実な市民の想いとして、私たちは市長への手紙をしたためました(資料⑤)。泉南市で生活をする中で聞こえてくる、子育てをする親や子どもたちに関わる市民の声を綴りました。一年たった今、この手紙を読み返してみても思うことは、この重大事態に心を痛め、不安に感じている市民、特に子どもたちが、未だ置き去りにされているという現実です。

泉南市は、10 年前に子どもの権利に関する条例を定め、泉南市を「子どもにやさしいまち」にしていくと誓いました。このまちづくりを進めていくには、市民と行政の協働が必要です。その「協働」とは、「一人の子どもが直面している問題を『社会の課題』として、みんなで考えていこう」ということだと、私たちは思います。そのためには、「対話」が必要です。問題を他人事で終わらせずに、行政と市民（もちろん子どもも市民に含まれます）とが一緒になって、可能な限りみんなで考えていく「対話」です。そしてそのために、行政には、市民に対する説明責任を誠実に果たすことが求められます。

しかし、現状は、どうでしょうか？ 行政、とりわけ教育委員会は、子どもや保護者、市民に対する説明責任を誠実に果たしているのでしょうか。第三者委員会が調査中だからと理由づけて、私たち市民の疑問に、応答しようとしていないのではないのでしょうか。

例えば、私たちは次のような疑問を抱えたままです。子どもが自ら命を絶つ不幸な事態が発生しているのに、3 か月以上もの間、その事実を教育長等が教育委員会に報告もせず何の審議もしていなかったのは、なぜですか？ しかもその事実と問題を指摘した子どもの権利条例委員会の昨年 7 月の市長報告書の提出を教育長が阻もうとしたのは、なぜですか？ それを教育長らは「条例委員会に守秘義務違反があった」と理由づけましたが、その主張は現在ではどうなっているのですか？ きちんとした市民への説明が欲しいです。子どもの自死を同級生たちにも適切に知らせない中で「子どもたちへの影響はない」という報道を見ましたが、本当にそうお考えなのですか？ 教育委員会で審議もせず、同級生らにも伝えず、保護者の明確な意思確認もせず、なのに亡くなった子どもの名前は学級名簿からさっさと削除されていたとのこと、私たち市民は大変心が痛みます。教育長らは市役所の市民課を通して子どもの自死を初めて知ったと述べたようですが、そんなことが子どもを預かる教育委員会や学校であり得るのですか？ 子どもの権利条例委員会が当該保護者と教育委員会事務局との橋渡しを提案したのに頑なに拒否したのは、なぜですか？ これらはどれも子どもの権利条例を無視して市民を不安と混乱に陥れる行為ではありませんか？ 教育委員会が自らを真摯に省察して、再発防止の抜本的な取り組みを市民に説明し実行されるのはいつになる

のですか？そして、亡くなった子どもの尊厳をどう回復したいとお考えなのですか？

私たち市民の疑問は尽きません。たくさんの疑問が応答されないまま、もう 1 年が経過しています。繰り返し訴えますが、これは、この重大事態に心を痛み、不安に感じている市民、特に子どもたちが、未だ置き去りにされている、という現実です。泉南市の子どもたちが直面している問題を「私たちの社会の課題」として、子どももおとなも市民みんなで作っていくことが必要なのに、それが大きく阻害されているという現実です。

この現実は今、泉南市の子どもたちには、どう映っているのでしょうか。

とりわけ、自ら命を絶った子どもと共通するようなしんどさの中にいる子ども、何らか助けを求めている子ども、SOSを出したいけれど出せない子ども、そういう狭間に置かれた子どもたちには、この現状は、どう映っているのでしょうか。

一人の中学生が自死した事実を「おとなたちはもう忘れてしまった」「結局、おとなは助けてくれない」「結局、何も変わらない」と、子どもたちは、希望を失い、私たちの社会に対する期待も信頼も、失っていくのではないのでしょうか。私たち市民委員は、心配でなりません。泉南市に暮らす市民として、最も懸念していることです。

ご存知でしょうか？「教育委員会って、なに悪いことしたん？」今回の重大事態について、小学生の子どもたちの間で交わされていた会話です。おとなが何も語らないことが、子どもたちの不審と不信を大きくしてしまっています。しかし、そのような現状の中でも、子どもたちは学校に通い続けなければなりません。自死した中学生の同級生たちが学校で過ごしていることを想像すると、私たちは胸を締め付けられる思いがします。

市民として私たちが、市や教育委員会に一貫して要望してきたことは、「自死した子どもの人間としての尊厳が回復されること」、そして「泉南市の子どもたちの最善の利益のためにこの重大事態を振り返り、必要な対応が速やかになされること」です。

そのためには、「社会の課題」として認識して、必要な対応や対策、取り組みが急がれると、度々意見表明してまいりました。これは泉南市民として生活する中、子どもたちの置かれている現状に危機を感じているからの意見表明であり、中学生の自死を認知した後、2 か月で集中審議して第 10 次報告を作成、市長報告に至ったのもそのためです。それゆえ、貴委員会に対する市長の諮問事項にも、敢えて 4 点目「生徒の自死した後における関係者の対応状況を明らかにするとともに、その対応が適切であったか考察すること」が位置づけられたと、私たちは理解しています。この 4 点目の問題が明らかにされなければ、自死した子どもの人間としての尊厳も回復されず、子どもたちの最善の利益を考慮した対応もなされないと私たちは考えています。

貴委員会におかれましては、ぜひこの市民の中の重大な懸念、危機の意識を、願わくは共有いただきたく、私たちは切に祈る思いでございます。

草々

2023 年 8 月 21 日

泉南市子どもの権利条例委員会

市民委員 青木 桃子

市民委員 前田 百合子